広報みさき

◇広報をみんながよんでよい暮し◇

発行所　愛媛県三崎町役場
編集　三崎町役場総務課
印刷所　大登印刷所

納期のお知らせ

10月

町県民税	第3期
国保税	第4期
納期限	10月31日

伸ばせ納税　努めよ貯蓄

人の動き

昭和四十三年八月末現在

総世帯数	二、二二二
総人口	九、〇〇一
出生	四七
死亡	二三
転出	三五六
転入	二〇一

町政の構想
町づくりあれこれ（続）

三崎町長　加藤安五郎

前回は一般会計を中心に展開して申し上げましたが今回は国民健康保険会計水道会計の両特別会計を中心にして申し上げますが、まず国民健康保険特別会計は、二つの勘定から成りたっており、その一つは事業勘定で、町民の皆さんが、病気を治すために要する治療費を支払するための勘定で、全体予算は九千万円で歳入財源は国庫補助金が約六千五百万円で全予算の七割強で、残り三割弱を町民の皆さんに負担願っている保険税で運営されています。

保険税は被保険者の皆さんの医療費が多く要するかどうかが一番大きな原因となります。本町の皆さん方の医療費は四十二年度中に一億五拾弐万でした。これは被保険者の皆さん一人当り一万五千円になり愛媛県で一番多くなっております。

本年度の医療費も一人当一万八千円と約二割昨年より多くなる見込みです。四十二年度決算で一六〇万円の赤字で、本年度も最約的に三〇〇万円の赤字が見込まれる財政状況であります。

皆さんの健康を守るため保健施設活動を強化し、抜本的な疾病予防対策をたてこれを強力に推進するとともに、皆さんの御協力を得て適正な医療費の支出をはかり、財政健全化をはかるため努力する所存であります。

国民健康保険特別会計のもう一つの勘定は施設勘定で三崎、二名津、串直営診療所の会計です。

国民健康保険事業発足と同時に無医地区解消と町民の皆さんの健康管理をはかるため二名津診療所を開設以来三崎、串と三つの診療所を料し、開業医と合せて医療機関は完備して参りましたが、今后ますます町診療所を整備し、公的医療機関の使命に徹しまして皆んえのサービスの強化に務めるよう努力を重ねる覚悟でございます。会計の状況は好ましくない累積赤字を抱えておりますが、経営の合理化等、抜本的な赤字解消計画を樹立し、財政確立をはかる所存でございます。以上申し述べました通り国民健康保険特別会計の今后の課題は財政確立であります。医療費は年々上昇し、それに伴って止むなく保険税を引上げることになりますが、雪害干害、物価高と苦しい皆さんの台所を考えますと甚だ心苦しく引上げ巾を最少に押えた結果赤字が生ずることになります。

これ以上の保険税の引上げは極力さけるため皆さんの御協力を戴き医療費の軽減をはかるため努力することが当面する課題であると考えます。

次に水道特別会計でありますが、立地条件に恵まれない当町の水不足をどうして一日も欠くことのできない講ずる覚悟でございます。

以上の事業を遂行するにつきましてはまず第一の面はもとより、水の[illegible]分が必要とされますが、相互扶助の精神をもって、協力下さるよう切にお願い申し上げ一応本年度の行財政につきまして望に立脚した基本計画を樹立し一歩一歩事業を実施しのお話しを終へることに致します。

飲料水確保に万全の対策を

水　年々増加する使用水量をまかなふため、水道施設の増設、拡張と町民の皆さんに満足して戴ける水量を確保するためには厖大なる資金と長期に亘る年月を必要と致しますが、将来の展

九・四連絡フェリー起工式挙行
――六月二十八日三崎町――

美しい自然、豊かな人情そして九州と四国を結ぶ愛媛の西の玄関口に生れ変る近代化への歩、三崎町は、観光の町として栄えようとしている。明春四月になると対岸の大分県佐賀関町との間に九、四国連絡フェリーが就航し、西の玄関口としてて発展することが約束されています。

去る六月二十八日、午后一時より、郷土代議士（代理）及び両県知事（代理）各関係代表道路交団等県主催により、約百二十名の参席のもとに起工式が挙行されました。

早朝降雨のため懸念されたが、開式直前においては三崎町栄えあれとばかり、晴々とした好天候となり無事起工式を終えることができました。

来年四月就航にあたり、次のような事業内容となっております。

九、四国連絡道路建設事業

一、建設の目的、及び性格

本事業は、大分県佐賀関と愛媛県三崎町に大型フェリーボートを就航させ、豊後水道により四国と九州とを結ぶ交通の要衝として、九州、四国間の交流を円滑かつ迅速にして産業経済の発展に寄与せんとするものであります。

二、事業の概要

起工式であいさつをする加藤町長

イ、フェリーボート概略

1主要寸法　要目

全延長　約六四、〇九米

金巾　約二二、六米

間二十分

4載荷能力

大型（長サ七、〇米）十一台

小型（長サ四、三米）四台

5旅客及び乗組員数

旅客約六五〇名

ハ、供用開始予定

昭和四十四年四月一日

一隻就航（三往復）

昭和四十四年七月一日

二隻就航（六往復）

三、総事業費

七億七千萬円（フェリー一隻二億八千萬円）

四、現行予定料金（答申）

イ、トラック

三米未満　一、六〇〇円

三米～四米　二、三〇〇円

四米～四、七米　三、〇〇〇円

四、八米～六米　三、七〇〇円

六米～七米　四、四〇〇円

七米～八米　五、一〇〇円

八米～九米　六、[illegible]円

九米～十一米　七、[illegible]円

計画満載吃水　1.80

2.8トン級

利用[illegible]

[illegible]

[illegible]

町民課だより!!

一、住民基本台帳の施行について

住民基本台帳法は、住民の資格要件を具備し、住民の住民たる地位の記録に関する基本法として、昭和四十二年七月二十五日公布制定、同年十一月十日から施行されることになり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、住民税の課税等諸の事務の作製等凡てこの住民基本台帳法に基づいて行なうものとされました。

二、窓口行政事務の一元化について

住民からの届出その他の行為に関する事務の合理化と、住民の利便を増進するため同一の事由に基づく届出等については一つの行為でたりることとし、また同一の窓口において事務が処理するよう窓口事務の統合改善を行なうこととなり、住民の一の事実に基づく届出等は一つの届出でたりるというこの法律の目的にのっとり、住民の住民としての地位の変更に関する届出その他の行為は、すべてこの住民基本台帳法の届出について行なうものとされたものであることからこれがため国民健康保険の被保険者、国民年金の被保険者である者、児童、生徒に係る住所の変更等に関する届出等はこの法律の規定による届出により行なうものとされた。

住民が行なう届出には、転入届、転出届、転居届、世帯変更届の四種類があります。

これまで一般的な転出届の制度はなく、転出に際しては個々の行政ごとに届出改善を目標として窓口の一元化に、住民各位の御協力を切に御願いします。

この度支所を出張所と改めて、機構の一部を改正し八月一日より住民と本庁を結ぶ事務的調製連絡員を配置して左記の連絡調整を行なうので関係課、年金関係、配偶者、逢瀬関係等の各行政部門宛の届出が不必要とされました。

以上の制度化にともない住民の福祉増進として住民の実態を正しくとらえ窓口行政事務をみなさんと密着し力しした行政本来の姿勢を確立し窓口の一元化、住民のサービスを計ります

三、窓口の一元化に伴う支所の事務機構

住民基本台帳法の制定にともない支所に於ける固有事務機構を一部統合いたしますが、一時的にせよ地域住民のみなさんに迷惑を感じさせることですが、窓口行政事務の合理化と充実改善を目標として窓口の一元化に、住民各位の御協力を切に御願いします。

住民基本台帳法の制定に於ける固有事務機構を一部統合いたしますが、一時的にせよ地域住民のみなさんに迷惑を感じさせることですが、窓口行政事務の合理化と充実に、その達成する住民の実態を正しくとらえるよう努力しております。地域住民基本台帳制度の趣旨及使命を充分認識され届出義務等について窓口行政事務の一元化に、町当局へ協力と御理解をお願いいたします。

1、戸籍、住民票に関する届出、申請、等し等の諸届に関する取次連絡

2、戸籍及転入届、転出届、転居届、世帯変更等の届出に関する取次連絡

3、町税の徴収及び使用料手数料の徴収

4、生活保護家証における医療券の発行

5、身体障害者に対する運賃割引証発行

6、公報伝達その他連絡に関すること

三崎町は合併以来十三年準次行政事務の確明が拡大し、その内容も複雑化、多発化し高度な行政の供給が必要とされその上人口の流動が益々激しくなる現状に、その達成する住民の実態を正しくとらえるよう努力しております。地域住民基本台帳制度の趣旨及使命を充分認識され届出義務等について窓口行政事務の一元化に、町当局へ協力と御理解をお願いいたします。

1、戸籍、住民票に関する届出、申請、等し等の諸届に関する取次連絡

2、戸籍及転入届、転出届、転居届、世帯変更等の届出に関する取次連絡

3、町税の徴収及び使用料手数料の徴収

4、生活保護家証における医療券の発行

5、身体障害者に対する運賃割引証発行

6、公報伝達その他連絡に関すること

三崎町老人クラブ連合会だより!!

一、金山出石寺参拝について

九月十一日（晴天に恵れ午前八時三十分三崎発八幡丸にて川之石に着、午前十時三十分川之石発伊予鉄バスにて出石寺着　午後二時参拝して住職の講話「人の道」を聴講　午後二時十分出石寺発伊予鉄バスにて八幡浜着　午後四時三十分八幡浜発　午後六時三十分全員無事三崎に帰着しました。

全員頑健ある行動により有意義な一日を仏陀参拝を行ひ明治を偲びました。

参拝者次の通り

三崎支部十四名、二名津支部八名、松支部十一名、平碧支部四名、明神支部五名、釜木支部四名、名取支部十二名、与侯支部七名、串支部十名、正野支部十名、佐田支部四名、大佐田支部五名、井之浦支部二名　参拝者合計九十六名　六十一才以上八十四才迄四十五名、女五十一名

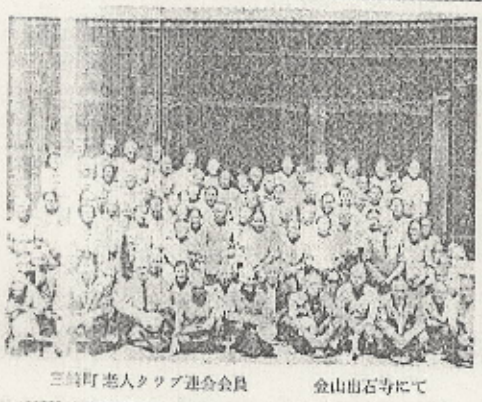

三崎町老人クラブ連合会員　　金山出石寺にて

二、老人健康診査実施状況

七月十日	与侯	六十名
七月十一日	串	七十名
七月十二日	正野	六十名
八月二十一日	大佐田支所	四十名
八月二十二日	二名津明神	五十名
八月二十三日	名取地区	五十名

昭和四十三年度老人健康診査を実施しました。保健所診療所の協力をえました事深く感謝します。老人は毎年診査を受けましょう

三、老人大学八幡浜教室参加について

老人大学八幡浜教室が八月二十八日—二十九日の両日松蔭小学校講堂に開催三崎町より左記の方々受講され知事より卒業証書授与されました。

阿部保男、金沢慶市、酒井美、梅岡市平、堀内源六、河野チエノ、井上ヨタ、川口竹市、西上仁三郎

《公民館だより》

時代に即応した婦人会活動に推進しよう!

三崎町婦人指導者研修会開く

婦人会記録の現状の分析と今後の推進策をテーマに町婦人指導者研修会が町婦人会、町教委主催で八月三十一日農事センターで会場に、町内の婦人指導者約一五〇人が参加し盛かな年前中は四分散会に分け

午後からは八幡浜教育事務所社会教育課岡田宮崎講師次人会、町教委主催で八月三十一日農事センターで会場に、町内の婦人指導者約一五〇人が参加し盛かな

可搬動力ポンプ操法競技大会

第十分団が優勝

三崎町消防団は、第十一回恒例のポンプ操法競技大会を好天候に恵まれた中で実施に既応する消防団員の習練ある前新技術を練磨し強固な消防精神を養い団体行動を敏活適正にするとともに、自治体消防相互の協和をはかり火災防ぎよ上所般の要求に適応せしめることを目的とし、都幾団長以下二〇〇名の参加のもとに八月二十六日、三崎小、中高校グランドに於いて、二十三チームが、日頃練習した技を競いました。

審査員には、各分団長が当り、操法の所要時間、操作の要領及び動作を採正な採点の結果第十分団（二名津）第一部が優勝の栄冠に輝き、大会長（都幾団長）より優勝旗が授与されました。

尚入賞チームは次の通りです。

優勝　第十分団（二名津）第一部

二位　第五分団（大佐田）第二部

三位　第十分団（二名津）第二部

四位　第十分団（二名津）第三部

五位　第四分団（佐田）

また九月八日第七回八西消防操法競技大会が瀬戸町三崎に於て行なわれ、可搬動力の部で優勝した二名津分団は、おしくも優勝を免し二位にとどまりました。自動車の部に於ても三崎町消防団本部は二位に入賞いたしました。

優勝した10分団（二名津）

秋の全国交通安全運動について!

運動標語　十月十一日!二十日

ことしも十月十一日から十日間秋の交通安全運動が行なわれます。

愛媛県内では今まで（九月中旬）に百人以上の人が交通事故のため死亡しております。

運転をする人も、歩く人も次のことを守って交通事故のない三崎町、明るい郷土、住みよい町にするためご協力を御願いします。

一、運転者の皆さんに協力して貰いたいこと

1横断歩道での歩行者保護

歩行者が横断歩道を渡っているときや、渡ろうとしているときは必ず徐行して歩道の手前で一時止って歩行者を安全に横断させましょう。

2車両の完全整備の励行

ブレーキやハンドルの故障は大きな事故を起こすもとになります。

仕業点検や定期点検整備はもちろん、いつでも安心して運転できるよう定期的にたいせつです。

3、歩行者の皆さんにお願いしたいこと

とかく飲酒する機会が多い時季と思います。

しかし運転者としては「三ない運動」つまり

○運転する前には酒を飲まない、

○酒を飲んだら運転しない

○運転する人には酒を飲ませない

この三点を必ず守ってください。

4二輪車の運転者へ

今までお願いしたことのほかに、頭を保護するため運転中はヘルメットをかぶり、交通事故からあなたの生命を守りましょう。

二、自転車に乗る皆さんに守って貰いたいこと。

1自転車は道路の左側端を一列に進んでください。

2右左折するときは手の合図をしましょう。

3ふたり乗りは危険ですから町なかではやめましょう。

4夜は必ず灯火をつけてください。

三、歩行者の皆さんにお願いしたいこと。

1横断歩道を渡るときは右や左をよく見て、安全を確めてからまっすぐ早く渡ってください。

2道路を横ぎるときは右や左をよく見て、安全を確めてからまっすぐ早く渡ってください。

3近くに横断歩道がある場所では、その横断歩道を渡りましょう。

4道路を横ぎるときは右手を高くあげて、運転者に合図しながら渡ってください。

四、町民の皆さんにご協力願いたいこと。

1道路が広く使えるように園道沿でもそのほかの町内でも、道路にはみだりに物をおいたり積んだりしないよう、やむを得ずおいたらすぐ片づけるようにしてください。

長時間物をおいたり工事などで道路を使う場合には、事前に手続きをして警察の許可をとってください。

2運転する人には酒を出さないこと。

祭りだから、久しぶりに会ったから部世話になったからとかなどどんな理由があっても、運転する人には絶対酒をすすめないでください。

酒は人間が作出した最高の飲物ですが、一度酒を飲んで運転すると、自分の生命を失ったり、人を傷つけたり、人の財産を破壊したりします。

酒は人間が作出した最高の飲物ですが、一度酒を飲んで運転すると、自分の生命を失ったり、人を傷つけたり、人の財産を破壊したりします。

国民年金に加入しましょう

国民年金という言葉をご存知ですか。七〇才以上のお年寄りや身体障害者が受けている福祉年金も国民年金の一つです。ただ、福祉年金は、保険料を納める期間がなかった人に出ているもので、国民年金の中心は老後、けが、病気、死亡などに備えて、月づき保険料を納める拠出年金です。

会社や工場に勤める人には厚生年金、船員には船員保険、公務員には共済組合があって、毎月の給料から保険料を納め、老後、けが病気あるいは死亡の際の所得保障を目ざしています。

国民年金は、農業や商業に従事する人、商店の経営者や従業員あるいは無職の人まで含めて、いままで、年金制度から取り残されていたあらゆる職業の人たちの年金制度です。

これでおわかりのように国民年金の対象は非常に広いため、まだ少し加入もれとなっている人がいます。六五才から、国民年金の老齢年金を受けるためには、二五年という長い期間が必要ですし、また、途中で事故にあったときにも、加入はもちろん、保険料を納めるなり免除を受けていませんと、年金は受けられませんので、まだ加入していない人は、早く届け出を出してください。

国民年金の保険料は、現在、三四才まで月二〇〇円三五才から月二五〇円となっていますが、経済的な理由によって保険料を納めるのが困難な人には、届け出をすれば、保険料が免除されるしくみもありますのでご遠慮なく申し出てください。

加入者の用紙、免除の申請書とも役場にあり、そこで受付もしております。

なお、くわしいことは役場または、社会保険事務所へおたずねください。

共同募金運動

赤い羽根に協力を

毎年十月一日より始まります、共同募金運動は、赤い羽根をシンボルとし、お互いの力で恵まれない人々に、愛の手をさしのべる民金運動で共同募金運動にご協力をお願いいたします。

共同募金は、身よりのない子供や老人に、病気やけがたが不自由な方々に、各種福祉施設にと、みなさんのあたたかい募金は配分されます。

みなさんの、助け合う心のシンボルの「赤い羽根」

郵便局から

〈郵便〉

各戸に表札と郵便受箱を

昔から犬のいる家庭と表札の出していない家は郵便さん泥かせと相場が決っていたものですが、都会化の大型化した現在、郵便受箱のない家にも大病り。シャッターをおろした商店街や共働きなどで昼間不在の家庭あての郵便を手にもち、ことに閉の日なと、どこにさし入れようかと探しまわるのは大変。

ところが、この郵便受箱のない家が一〇村のうち七軒もあります。（四国地方の平均掲出率）

また、表札は、一〇村のうち七軒がかけているが、古くて読めにくいものや姓だけのものが多い。

これが迷子郵便や誤配の大きな原因となっているので、松山管区局では九月一日から二か月間を表札と郵便受箱設置運動期間として各戸に掲出するよう呼びかけています。

新しく表札や郵便受箱を買われるために郵便局では格安品のあっせんをしています。

〈貯　金〉

住みよい町をつくる郵便貯金

郵便貯金は、わたし達の町（村）の学校にも、病院にも、橋にも、道路にも、住宅にも、日本の国のすみずみにまで、住みよい郷土をつくるために大きな役割をしています。

この住みよい郷土をつくる郵便貯金は、国民年金の財源に活用されます。

郵便貯金は、いま国の財政投融資計画上欠くことのできない、たいへん大きなウエイトを占めています。

財政投融資計画上欠くことの出来ない郵便貯金の運用額は、本年六月末現在で、八兆八三四億円になっていますが、そのうち郵便貯金は十兆三、九四一億円で、全体の五二パーセントを占めています。

郵便貯金は、わたし達の町（村）の学校にも、病院にも、橋にも、道路にも、住宅にも、日本の国のすみずみにまで、住みよい郷土をつくるために大きな役割をしています。

この住みよい郷土をつくる郵便貯金は、国民年金の財源に活用されます。

郵便貯金は、いま国の